

地下水常時監視の考え方

1. 概況調査の方法

本県では、県内をメッシュ区分（2km四方又は10km四方）し、1メッシュで原則1地点を選定。5年間のローリングで測定を実施し、概ね全メッシュを測定する。

- ・大和平野及び五條市の市街地：1辺2kmメッシュ
- ・上記以外の地域：1辺10kmメッシュ

2. 継続監視調査の考え方

概況調査で健康項目の環境基準を超過している場合は、超過項目について継続監視を行う。

環境基準の適合・不適合パターン

- イ. 概況調査で全項目の環境基準が適合していた場合（超過なし）
- ロ. 概況調査で過去に超過していた項目が超過した場合（再超過あり）
- ハ. 概況調査で新規の項目が超過した場合（新規超過あり）

イの場合、次回の測定は5年後に実施。

ロの場合、翌年度から3年間は超過項目を測定。その3年間で一度も超過していなければ翌年度（5年目）は測定なし。

ハの場合、ロに加えて、汚染井戸の再測定及び汚染井戸の周辺井戸を測定。

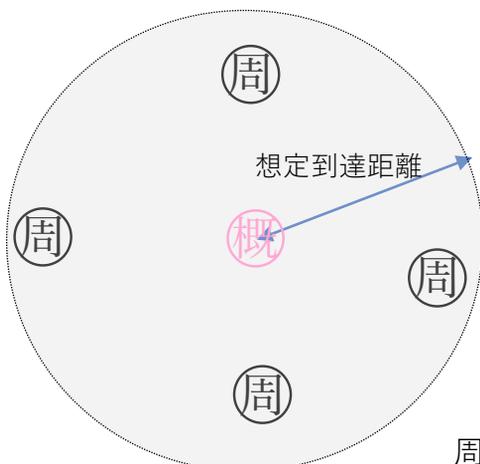
5年で一巡

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6(1)年目
イ.	○(適合)	—	—	—	—	○
ロ.	○(超過)	○	○	○	○or—	○
ハ.	○(超過)	○	○	○	○or—	○

○は測定実施 —は測定せず

汚染井戸周辺調査を実施

- ・汚染井戸及びその周辺の井戸において、環境基準超過項目について測定
- ・周辺井戸は、概況調査の超過井戸の周辺において、四方向で選定。
- ・地形等で地下水流向や基準超過物質の到達距離が限定できる場合は、周辺井戸の探索方向及び距離を限定することができる。



周辺井戸選定イメージ